

4月12日受付

現在、市長・知事への意見等、メールで受け付けているが、メールだと返答を求めても9割方、返事が来ません。

なぜなら、メールは文書扱いして無い所もある他、矛盾ですが情報公開制度の対象外となっている町村もあります。

自治体等からの返答は、原則として公印を押した文書が原則となっており、電子申請だなんて、まだまだ先の未来話です。

この為、情報公開請求も、FAXでの受付自体も行っておりません。webで様式・雛形をプリントアウトして、郵送するしかありません。

事前登録をしてFAXや、webログインによる入力で仮收受を認める位のシステム改善が必要な時期と思慮されます。

事前登録事項には郵便番号、住所、氏名・団体名、電話番号、備考欄(電話は午前中不在など)、仮收受時・自動返

信先のメールアドレスを文書(郵送・窓口持参)で提出する形を取り、同時に電算INDEX(起案文書リスト)の、web閲

覧(要ログイン)希望も事前に受け付ける。

INDEX(起案文書リスト等、電算化されているもの)を登録者限定で閲覧アクセスを認め、個々の文書番号の脇にア

イコン・ラジオボタンを付けて、クリックするだけで仮收受を受付するシステムも必要。備考欄として、往復文書を見たいとか、何日の午後に閲覧希望、この部分だけ閲覧希望と

か入力フォームを付けて、

郵送・閲覧・コピーの種別ラジオボタンも設ければ、自動的に雛形に入力されて、仮收受されるシステムが必要。仮

收受時に、メール自動送信で請求者に連絡。

窓口(情報公開個人情報センター)でプリントアウトされ、必要あれば職員が折返し問合せする。

また、宅配・書留追跡サービスと同様、請求者がログイン時、進捗状況確認が出来る様に

するシステム構築も希望

したい。收受時のコピー(請求の控)交付がwebだと不要です。

内容請求の場合は、請求内容・入力フォームに入力後に仮收受し、折返し職員が問合せ

て、補正等の打合せ後に収

受。こうしたシステムも必要です。千葉県が独自に開発して、全国の自治体にシステムを

売り込めば、黒字に転化し

ます。

(※千葉県情報公開審査会で審議している情報公開制度の推進に向けた制度改善について
ご意見があれば記載してください。)

3月26日受付

第6回 答復用資料 (平成26年3月26日付、千葉県情報公開審査会資料)

17頁に記載されている

「条例による請求対象者の拡大」について

電算24作成士和子と吉についての問い合わせ (2頁参照)

(例) 応募登録システム

諮 問 事 項 に 関 す る 討 議 概 要

平成16年3月26日現在

諮問事項	提言の趣旨	審査会における委員意見要旨	主 な 論 点
<p>第1 1 知る権利を条例の目的規定に明記することについて</p>	<p>(現在前文中に明記されているが) 条例の目的規定(第1条)に知る権利を明記し、開示請求権が国民の知る権利を尊重するものであることを規定すべきである。</p>	<p>1 知る権利は内容・範囲がまちまちであり、これを法令上の用語として使用するのはいかえって混乱を招く。 2 既に第1条に公開の促進と説明義務が明記してあるので、実質的に原則公開となっており、改めて知る権利を明記する必要はない。 3 知る権利を明記することは必要だが、前文に明記してあるので更に目的規定に明記する必要はない。 4 知る権利という言葉はたしかに多義的であるが、説明責任という言葉も定着しているわけではない。国民の間では知る権利という言葉は定着して、理念として重要な役割を果たしていると考えられるので、法令上で使用することも意味がある。 5 前文と第1条のいずれに規定すべきかについては、前文に定められているから軽い意味しか持たないということは必ずしもいえないが、第1条こそが中心でそこに明記すべきというのも、もっともなことである。したがって第1条に規定してもいいのだが、第1条に規定したからといって、他の人権によって制約を受ける場合があることは言うまでもないことだ。</p>	<p>1 知る権利という言葉は法令用語として使用すべきでないのかについて相違する意見があった。 2 条例前文にある知る権利を改めて第1条に規定し直す必要があるのかについて相違する意見があった。</p>
<p>2 個人情報の規定を改めることについて</p>	<p>個人識別型からいわゆるプライバシー保護型へ移行すべきであり、条文としては個人識別型を採る場合であっても、不開示情報の範囲をプライバシー保護型に準じて限定すべきである。</p>	<p>1 個人情報保護の問題は、プライバシーを始め権利利益に関する問題として慎重に取り扱わなければならない。まして個人情報保護法が成立して、個人識別型の個人情報保護する立法措置がなされている状況である。 また、プライバシーの概念は、人それぞれによって相対的なものであり、実施機関が勝手に判断して開示した場合には、取り返しのつかない権利侵害が発生する。実施機関が的確に判断できるかの問題を含めて、個人情報保護法との整合性の面からも、個人識別型を維持すべきである。 2 個人識別型とプライバシー保護型は運用上大きな差はないようだが、プライバシーの評価を実施機関に任せれば恣意的な判断によつての流出のおそれもあるので個人識別型を採ることが望ましい。 3 個人識別型とプライバシー保護型が全く同じかといえば、若干の違いもあるように思うが、県条例は、規定上は個人識別型であるがプライバシー型の運用もしてきていると理解する。明文で変更した場合には問題もでてくるので、当面、個人識別型の規定を維持しつつ、最高裁の判例の動向等を踏まえて、プライバシー保護型の規定を行っていくべきである。</p>	<p>1 条文としてプライバシー保護型に移行すべきという意見はなかった。 2 条文としては個人識別型を維持しつつ運用をプライバシー保護の観点から行なっていくべきとの意見があった。</p>
<p>3 特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて</p>	<p>千葉県職員の公務に係る情報は、職氏名・職務内容とも原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止し、その内容を現行条例と一体化させるべきである。</p>	<p>1 現行条例では、公務員の職務遂行に係るものの職までは不開示事項とはなっていない。また、氏名を開示する公益上の必要があれば、裁量的開示の制度も利用できる。特例条例を廃止した場合、全部の公務員の氏名を公表するというような改正まで一気にやるのが、今後、情報公開制度の基本的な考え方とどう調整されるのかを聞いた上で判断する。 2 本体条例のほかにも他の特例条例があるのは立法面で好ましくないで、一体化したほうがよい。ただその場合、現行の特例条例の内容から後退してはならない。 3 現行の特例条例の内容をそのまま一体化するならば、広く公務員等についてすべて公表する話になれば、大変な条例改正の問題になって短期間ではとても解決できないだろう。 4 一体化することには賛成である。既存の特例条例を吸収して、後は個々の趣旨を含めて運用上対応すればよい。</p>	<p>1 特例条例を吸収して一体化することについては意見の対立はない。 2 一体化に伴い、公務員氏名等をすべて公開するなど本体条例の改正を意味するののかについての懸念が示された。</p>
<p>4 存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて</p>	<p>存否応答拒否処分の適用範囲を①特定個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される場合や②犯罪の予防、捜査に支障をきたす場合などに限定すべきである。 また、濫用の歯止めとして、上記①、②以外の事由で適用する場合には、情報公開オンブズマン(後述)との事前協議を要件とするなどの手続を検討すべきである。</p>	<p>1 存否応答拒否は、いろいろな不開示情報がある中で、在るかないかを答えることによって、結果として不開示として守るべき情報が明らかになってしまう場合における不開示決定のやり方の一つであり、適用すべき場面は不開示事項すべてにあるので範囲を限定するという考え方は理解できない。 存否応答拒否をする場合に、情報公開オンブズマンに協議するかどうかであるが、存否応答拒否が通常不開示決定の一つのパターンであるので、ことさら協議を義務付ける必要もない。 2 請求人が存否応答拒否をされた場合、審査会で存否応答拒否が否定され取り消された場合でも、次の段階で不開示や部分開示の問題となってくる。そういう意味で存否応答拒否は通常不開示処分とはレベルの違う処分といえる。そういう意味から、現在の条例11条は非常に概括的な規定になっているので、条文を変更し適用範囲を限定すべきである。</p>	<p>1 適用範囲を限定すべきかについて存否応答拒否処分の性格をめぐって意見の対立があった。 A 存否応答拒否は不開示決定のやり方の一つにすぎない。 B 存否応答拒否は他の不開示決定とレベルの違う処分である。</p>

情報公開推進委員会の提言に係る事項

諮問事項	提言の趣旨	審査会における委員発言要旨	主な論点
<p>第1 情報公開の提言に係る事項</p> <p>5 審議会等の会議の原則公開を条例に規定することについて</p>	<p>審議会等の会議の原則公開を条例上明記するとともに、会議の開催の周知や会議録の作成等についても、運用面の定めを整備すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指針が条例よりも意味合いが弱いかどうかは受け手の気持ちの問題のような気もするが、現在の指針自体が内容的に公開を前提になっていない部分もあるので、何らかの見直しは必要である。 2 審議会の審議等は、自治体における政策形成過程の重要な情報であるからできるだけ公開することは必要だ。ただ、個人のプライバシー情報等を審議する場合のように審議会の内容によっては非公開とせざるを得ない。この点は、情報公開条例の中の不開示情報に該当するかどうかで判断すればよいもので、審議会だけについて公開するものと非公開とするものを条例において改めて規定する必要はない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議会の原則公開については意見の対立はなかった。なお、審査会に係る公開・非公開の新たな基準を条例中に規定することは適当でないとする意見があった。
<p>6 県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議（仮称）の設置及びその権能等について</p>	<p>情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。メンバーとして、学識経験者、県民を入れるべきである。その際、情報公開制度を現実に利用している県民をも入れるべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開審査会と情報公開推進会議は機能が違う。情報公開審査会は審査の業務に特化し、情報公開推進会議は別個に行い、メンバーも兼任しないほうが良い。メンバーからは県議員を除いたほうがよく、学識経験者は別として、一般県民を公募で求めるとか、情報公開オンブズマンの参加を求めるなどして、人数も多めにやってもらったほうが良い。 2 情報公開推進会議の制度を考えると、できるだけ各界の者を入れて、県民各層のいろんな意見を情報公開制度に反映するような仕組みにすべきだ。そういう意味で、審査会自身には個別の案件の処理を通じての建議機能が合ったほうが良い。あとは両者をどう調整するかの問題だが、委員は兼任しないほうが良い。 3 情報公開について、不服申立て審査と制度に関する議論を分離した場合、個人情報保護制度との関わりで、両者が違う体制というのも好ましくない。 4 情報公開推進会議の他の自治体の設置例で、うまく機能していないようであれば慎重に検討すべきだ。単に屋上屋を重ねるだけでは意味がない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の自治体で機能しているかを検証すべしとする意見もあったが、設置することには概ね肯定的な意見があった。 2 審査会との関係について、審査会は異議申立て案件の審査に専念すべきで、両組織の委員は兼任すべきでないとの意見があった。 3 個人情報保護制度における組織を視野に入れて検討すべきとの意見があった。
<p>7 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマンの設置及びその権能等について</p>	<p>申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。「情報公開オンブズマン（仮称）」は調査検討の結果、改善が必要と認めるときは実施機関又は開示請求者に所要の改善措置を求めるとともに、「情報公開推進会議（仮称）」の構成員として一般的な制度改善が必要な場合には「情報公開推進会議（仮称）」に提案するものとする。「情報公開オンブズマン（仮称）」は、情報公開制度について知識、経験を持つ弁護士等の学識経験者が望ましい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開オンブズマンを別個に設置する意味はないと思う。推進会議をできるだけ広いメンバーを選んで、その中に調停委員的なものを設置して、斡旋・調停してあげたい。 2 情報公開制度は、地方自治を健全に発展させるための前提として必要だと思う。様々な問題について、実施機関自体がきちんと信頼関係を確立するような努力を行い、実施機関の責任で判断するものは判断することが必要である。そういう意味で、県の責任を押し上げて、何処かの有識者にやらせるということでは、情報公開制度を運営する行政機関としての責務としてどうか。情報公開だけに頼るような組織ができて、このような方向になること自体が千葉県の特異性として全国的にアピールしてしまうことになる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開の問題は、実施機関の責任で解決に努力すべきという意見と設置するとしても情報公開推進会議の一部として設置すべきとの意見があった。
<p>8 大量請求を理由とする拒否処分について</p>	<p>条例上、大量請求を理由とする開示請求の拒否処分を認める可能性を検討すべきである。この際、拒否処分が恣意的になされないよう、手続面を整備した「特別条項」（情報公開オンブズマン（仮称）の関与、開示請求者からの意見聴取等）を置くことを検討すべきである。なお、どのような請求が「大量請求」に当たるかの具体的な例示を示すとともに、「知る権利」を制限するという意味で例外的なものであることを明記し、慎重な運用が求められる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進委員会の提言では、大量請求の問題は文書の問題のようになっているようにも思えるが、必ずしもそうではないのではないかと。 2 実施機関と請求者側の問題に第三者が入ってくると、かえって問題が複雑になるのではないかと。オンブズマンの必要性については疑問がある。 3 条例第6条に権利濫用の禁止規定があるのだから、現実に適用を検討する中で、一定の基準を作っていくべきである。 4 大量請求の問題は、現状で堆積しているものをどのように解決するかと、今後そのような問題に対処するための方策を分けて考えるべきである。 5 オンブズマンはチェック機能のために設けるべきとの考えだろうが、チェック機能であれば、審査会の機能の拡大でも対処できるのではないかと。 6 大量請求における定義が難しい。意図的な大量請求や恣意ある大量請求でなく、正当な理由を持つ請求であっても、量が大量であれば現実問題として対処できないものも出てくるはずだ。恣意があるかないかよりも実質的に対応可能かどうかの問題なのではないか。そこに問題の本質があるのではないかと。また、恣意にこだわれば、特定の者、特定のグループのものはダメというようになっていく危険性がある。 7 情報公開制度の設計では、使いやすさが非常に重要な要素となる。相当の期間内に開示を実施しなければならぬが、実施機関の処理の能力に限界がある以上、一定の範囲を超えれば拒否処分という結論があり得る。 8 大量請求は、例外的、病理的な現象という側面もあり、これに対する配慮規定は必要だが、そのために一般の請求が影響を受けるとしたら問題だ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行条例の下で、6条適用による拒否処分を検討し、大量請求に対する基準を作るべきとする意見があった。 2 大量請求の問題は、現状で堆積しているという現実的な問題と、今後の対処をどうするかという問題を分けて考えるべきとする意見があった。 3 第三者機関（オンブズマン）の関与には消極的な意見があった。

諮問事項	提言の趣旨	審査会における委員発言要旨	主な論点
<p>9 手数料制による大量請求の抑止について</p>	<p>手数料徴収については、まず、請求一般に新たに手数料を課すことについては、情報公開制度の活用には加えるものであり、認められない。したがって、手数料賦課の対象は大量請求に限って行わなければならないが、大量請求とそれ以外の請求との区分の基準の設定、運用は困難であり、ややもすると一般の請求に制限を加えかねず、この問題点を解消しない限り、料金制によって大量請求を抑制することはできない。</p> <p>また、3(2)に述べた大量請求に対する拒否処分の制度と、料金制による抑止は互いに競合するものであり、いずれかの制度を採用した場合には、他方の制度は導入するべきではない。</p>	<p>1 情報公開に手数料を課すことは、法的な側面よりも政策的な方針としてどうするかという問題だ。</p> <p>2 大量請求と手数料は別個に考えるべきだ、手数料は財政的な側面から考えてもいいのではない。現行制度のように無料であることに特に問題があるとは思わない。</p> <p>3 請求(利用)されることによって、制度がさらに発展していく。手数料は取るべきではない。むしろ情報提供があたりまえの県になってほしい。</p> <p>4 大量請求の問題は、病理的な請求をいかに抑えるかの問題であり、手数料制とは分けて考えるべきだ。</p> <p>5 提言では、手数料については、大量請求とその他の請求の区別が難しいとしながら拒否処分のところでは大量請求の拒否を言っている。矛盾しないのか。</p> <p>6 大量請求と手数料は別問題というが果たしてそう言いきれぬのか。大量請求の抑止のために手数料を取るべきとは言わないが、抑止効果はあるだろう。一定の量を超えた場合に対価を取ることはあってよいのではない。商用で請求しているものを税金でまかなうのは問題だ。</p> <p>7 情報公開は自己利益のためとか、公益のためとか趣旨を問うていない。行政が保有する情報は住民の共有財産だという論法をとるなら、むしろ住民票も無料にすべきという議論も出てくる。</p> <p>例えば、正当な請求を10万人の県民が行えば、実施機関の処理能力を超えるはずだ。情報公開はある意味、多くの者が利用しないことが前提で成り立っている制度という側面もある。</p> <p>8 受益者負担の考え方は理解できるが、どうしても取るべきものとは思わない。</p>	<p>1 手数料と大量請求は分けて考えるべきとする意見があった。</p> <p>2 手数料は取るべきでないとする意見がある一方で、情報公開制度の性格を考えたとしても、手数料を課すことに理由がないとはいえないとの意見があった。</p>
<p>第2 その他制度改善に資する事項</p>		<p>不服申立てに携わっている審査会として、推進委員会とは別の視点での提言を加えるべきとの観点から、以下の項目について、それぞれ記載の意見が出された。</p> <p><文書管理について> 次のとおり、文書管理に関する問題点が指摘され、改善に向けた検討を要請された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 文書管理電算システムの使用範囲が限定的で十分でない。 ② 文書廃棄に係る記録が残されていない。 ③ 保存期間に係る運用について、チェックが働いていない。 ④ 文書目録が紙ベースであり、文書件名のみ記載である。 ⑤ 文書目録の作成範囲が決裁供覧文書のみであり、行政文書全体に及んでいない。 <p><情報化の推進について> 次のとおり、情報化に関する問題点が指摘され、改善に向けた検討を要請された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政文書目録閲覧システムの検索可能範囲が限定的で十分でない。 ② 開示請求について、ファックスやEメールが認められていない。 <p><情報提供の推進について> 開示請求を行う者が一部の者に限られていることから、情報公開制度の意味や使い方について、一層の周知を図る必要があるのではないかと、一般市民にとって、情報公開が進んでいるということは、情報提供が充実していることを意味する場面が多い。情報提供の仕方について、文書館の閲覧が原則となっている点や、ホームページの使い勝手について工夫が求められる。</p> <p><異議申立て案件の処理> (類似案件の一括処理、諮問前の見直しの徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問前の決定の見直し等について、実施機関に対する働きかけを、単に伝達するだけに止まらず、より具体的に成果があがるようなものにする必要があるのではないかと。 ・ 職員一人ひとりに、説明責任に関する意識が浸透するように、研修会などでの働きかけを一層行っていくべきだ。 <p><条例による請求対象文書の拡大> 条例施行以前の文書についての申出制度は、サービスの域を出ないものであり、異議申立ての対象になっていない点等で、説明責任として不十分であるから改めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示条項の適用が年度ごとに異なる点も、一般的に非常に分かりづらい。条例適用の範囲を見直すべきである。 	<p>1 文書管理に関連して、問題点が指摘され、改善に向けての検討を要請された。</p> <p>2 開示請求に係る情報化に関連して、問題点が指摘され、改善に向けての検討を要請された。</p> <p>3 情報公開制度の利用方法の一層の周知と、情報提供の仕方やホームページの使い勝手の改善が必要との意見があった。</p> <p>4 諮問前の決定の見直し等に関しての実施機関への働きかけや、職員の意識改革に一層努めるべきとの意見があった。</p> <p>5 条例施行以前の文書が開示請求の対象となっていないことや、不開示条項の適用が年度ごとに異なる点について見直すべきとする意見があった。</p>